

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

鈴鹿市長 末松則子

鈴鹿市条例第34号

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和57年鈴鹿市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 運動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>鼓ヶ浦サン・スポーツランド</td><td>略</td></tr><tr><td><u>鼓ヶ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場</u></td><td><u>鈴鹿市寺家三丁目14番1号</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	位置	略	略	鼓ヶ浦サン・スポーツランド	略	<u>鼓ヶ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場</u>	<u>鈴鹿市寺家三丁目14番1号</u>	略	略	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 運動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>鼓ヶ浦サン・スポーツランド</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	位置	略	略	鼓ヶ浦サン・スポーツランド	略	略	略
名称	位置																		
略	略																		
鼓ヶ浦サン・スポーツランド	略																		
<u>鼓ヶ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場</u>	<u>鈴鹿市寺家三丁目14番1号</u>																		
略	略																		
名称	位置																		
略	略																		
鼓ヶ浦サン・スポーツランド	略																		
略	略																		
<p>(使用時間)</p> <p>第2条の4 運動施設の使用時間は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>使用時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>4月1日から9月30日までは午前9時か</td></tr></tbody></table>	名称	使用時間	略	略	略	4月1日から9月30日までは午前9時か	<p>(使用時間)</p> <p>第2条の4 運動施設の使用時間は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>使用時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>4月1日から9月30日までは午前9時か</td></tr></tbody></table>	名称	使用時間	略	略	略	4月1日から9月30日までは午前9時か						
名称	使用時間																		
略	略																		
略	4月1日から9月30日までは午前9時か																		
名称	使用時間																		
略	略																		
略	4月1日から9月30日までは午前9時か																		

石垣池公園陸上 競技場	ら日没まで 10月1日から翌年3 月31日までは午前9 時から午後5時まで
略	略

2・3 略

(休業日)

第2条の5 運動施設の休業日は、次のとおりとする。

名称	休業日
略	略
略	12月28日から翌年 1月4日までの日
鼓ヶ浦サン・スポ ーツランド	1月4日までの日
鼓ヶ浦サン・スポ ーツランド多目的 スポーツ広場	
略	

2・3 略

(使用の許可等)

第3条 略

2 略

3 第1項の場合において、鼓ヶ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場の使用（一般公開日における個人の使用に限る。）の許可を受けようとする者は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

石垣池公園陸上競 技場	ら日没まで 10月1日から翌年3 月31日までは午前9 時から午後5時まで
略	略

2・3 略

(休業日)

第2条の5 運動施設の休業日は、次のとおりとする。

名称	休業日
略	略
略	12月28日から翌年 1月4日までの日
鼓ヶ浦サン・スポ ーツランド	1月4日までの日
略	

2・3 略

(使用の許可)

第3条 略

2 略

別表第1（第6条関係）

略

略
---

備考

1～6 略

7 電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、電灯を使用した時間に次の表に掲げる額を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

区分	1時間当たりの額		
	<u>競技場の使用面積がその床面積の2分の</u>	<u>競技場の使用面積がその床面積の3分の</u>	<u>競技場の使用面積がその床面積の3分の</u>

別表第1（第6条関係）

略

略
---

備考

1～6 略

7 電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、電灯を使用した時間に次の表に掲げる額（電灯の一部を使用した場合にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、次の表に掲げる額に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

(1) 使用する電灯が3分の1を超え2分の1以下である場合 2分の1

(2) 使用する電灯が3分の1以下である場合 3分の1

区分	1時間当たりの額

		<u>1を超 える場 合</u>	<u>1を超 え2分 の1以 下であ る場合</u>	<u>1以下 である 場合</u>
正 体 育 館	全点 灯	4,000円	2,000円	1,330円
	半点 灯	2,000円	1,000円	660円
副 体 育 館	全点 灯	1,600円	800円	530円
	半点 灯	800円	400円	260円

8 冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に次の表に掲げる額を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

正体育館	4,000円
副体育館	1,600円

8 冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に次の表に掲げる額（競技場の一部を使用した場合にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、次の表に掲げる額に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

(1) 競技場の使用面積がその床面積の3分の1を超え2分の1以下である場合 2分の1

(2) 競技場の使用面積がその床面積

の 3 分の 1 以下である場合 3 分の

1

区分	1 時間当たりの額		
	競技場の 使用面積 がその床 面積の 2 分の 1 を 超える場 合	競技場の 使用面積 がその床 面積の 3 分の 1 を 超え 2 分 の 1 以下 である場 合	競技場の 使用面積 がその床 面積の 3 分の 1 以 下である 場合
正体 育館	9,900円	4,950円	3,300円
副体 育館	3,960円	1,980円	1,320円
会議 室	490円		

9～11 略

別表第 3（第 6 条関係）

略

時間区 分	①	②	③	④
使用区 分	午前 9 時 から 正午 まで	午後 1 時 から 午後 5 時 まで	午後 6 時 から 午後 9 時 まで	午前 9 時から 午後 9 時まで

区分	1 時間当たりの額
正体育館	9,900円
副体育館	3,960円
会議室	490円

9～11 略

別表第 3（第 6 条関係）

略

時間区 分	①	②	③	④
使用区 分	午前 9 時 から 正午 まで	午後 1 時 から 午後 5 時 まで	午後 6 時 から 午後 9 時 まで	午前 9 時から 午後 9 時まで

略					
会	略	略	略	略	略
議	会	330円	440円	550円	<u>1,320円</u>
室	議				
	室				

備考

略

別表第11（第6条関係）

1 略

略
---

2 鼓ヶ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場使用料

使用区分	時間区分		午前9時から午後5時まで
	入場料等を徴収しない場合	スポーツ	学校
のため使用する場合		学校	<u>4,220円</u>
		以外	
	スポーツ以外の目的で使用する場合		<u>23,630円</u>
入場料等を徴収する場合	スポーツ	学校	<u>5,270円</u>
	のため使用する場合	学校	<u>10,540円</u>
		以外	
	スポーツ以外の目的で使用する場合		<u>59,020円</u>
一般公開日に	中学生以下		<u>150円</u>
	高校生及び一般		<u>300円</u>

略					
会	略	略	略	略	略
議	会	330円	440円	550円	<u>1,980円</u>
室	議				
	室				

備考

略

別表第11（第6条関係）

略

略
---

おける		
個人の		
使用の		
場合		

備考

1～4 略

5 使用の準備又は現状回復のために鼓ケ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場を使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

6～9 略

別表第12（第6条関係）

鼓ケ浦サン・スポーツランド及び鼓ケ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場設備器具使用料

時間区分	①	②	使用区分及び設備器具の名称
照明設備（テニスコート及びフットサルコートに限る。）	1面1時間につき		330円
テニスラケット	1本につき		50円

備考

1～4 略

5～8 略

別表第12（第6条関係）

鼓ケ浦サン・スポーツランド設備器具使用料

時間区分	使用区分及び設備器具の名称	午前9時から午後9時まで
照明設備（テニスコート及びフットサルコートに限る。）	1面1時間につき	330円
テニスラケット	1本につき	50円

テニスボール	1個につき		30円
フットサルボール	1個につき		60円
スケートボード	1枚につき	100円	
スケートボードヘルメット	1個につき	50円	
スケートボードパッドセット	1セットにつき	50円	
シャワー	1人1回につき		100円
机	1脚につき		30円
補助椅子	1脚につき		30円

備考

1・2 略

テニスボール	1個につき		30円
フットサルボール	1個につき		60円
スケートボード	1枚につき		
スケートボードヘルメット	1個につき		
スケートボードパッドセット	1セットにつき		
シャワー	1人1回につき		100円
机	1脚につき		30円
補助椅子	1脚につき		30円

備考

1・2 略

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1、別表第3、別表第11及び別表第12の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。